

平成 2 4 年

第 9 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成 2 4 年 第 9 回 定 例 教 育 委 員 会 日 程

日 時 平成 2 4 年 9 月 2 5 日 (水) 午 後 1 時 3 0 分 から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第 1 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
北 嶋 扶 美 子

日程第 2 議 案

- 議案第 1 号 市長と教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 2 及び
第 1 8 0 条の 7 の規定による協議についての一部を改
正する協議について (総務課)
- 議案第 2 号 我孫子市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について
(学校教育課)
- 議案第 3 号 我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部の
改正について (学校教育課)
- 議案第 4 号 我孫子市文化施設建設研究会設置要綱を廃止する訓令
の制定について (生涯学習課)

日程第 3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定による協議についての 一部を改正する協議について	・・・ 5
議案第 2 号	我孫子市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱に ついて	・・・ 8
議案第 3 号	我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一 部の改正について	・・・ 10
議案第 4 号	我孫子市文化施設建設研究会設置要綱を廃止する 訓令の制定について	・・・ 13

議案第 1 号

市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7
の規定による協議についての一部を改正する協議について

市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規
定による協議について(平成 2 年 8 月 25 日教総第 141 号)の一部を次のよ
うに改正することについて同意を求める。

平成 24 年 9 月 25 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 中 村 準

提案理由

市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の
規定による協議についての一部改正の協議がありましたので、それに対する
同意について提案するものです。

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議についての一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議について（平成2年8月25日教総第141号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育長等への補助執行事務)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務(委任する事務は除く。)を教育長その他の教育委員会事務局職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第1項に規定する職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>2 略</p>	<p>(教育長等への補助執行事務)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務(委任する事務は除く。)を教育長その他の教育委員会事務局職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この協議は、教育委員会の同意の日から施行する。

地方自治法 抜粋

第五款 他の執行機関との関係

〔事務の委任又は補助執行〕

第一百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の職員)

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

- 2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。
- 3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

議案第 2 号

我孫子市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について

我孫子市心身障害児就学指導委員会委員を次のとおり委嘱する。

平成 2 4 年 9 月 2 5 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市心身障害児就学指導委員会委員の任期が平成24年9月30日をもって満了するため、我孫子市心身障害児就学指導委員会条例第3条に基づき、我孫子市心身障害児就学指導委員会委員を委嘱すべく提案するものです。

我孫子市心身障害児就学指導委員会委員

委嘱期間 平成24年10月1日から平成26年9月30日
 委嘱年月日 平成24年10月1日
 委嘱人数 14人

NO	選出区分	氏名	所属	備考
1	第1号 委員 (医師代表)	中川 宗一	中川小児科医院	
2		大串 博章	大串小児科医院	
3		鈴木 大雅	すずきこどもクリニック	
4	第2号 委員 (小,中学校長代表)	氏田青津子	我孫子第一小学校長	
5		田中 聡	湖北中学校長	
6	第3号 委員 (保健主事代表)	天貝八千代	湖北台東小学校教諭	
7	第4号 委員 (特別支援学級担任代表)	赤坂 美和	湖北台西小学校教諭	
8		荒井眞由美	湖北台西小学校教諭	
9	第5号 委員 (児童相談所職員)	鏡 則子	柏児童相談所長	
10	第6号 委員 (特別支援学校等職員)	林 菊盛	我孫子特別支援学校長	
11		藤原美恵子	松戸特別支援学校教諭	
12	第7号 委員 (福祉関係職員)	中村 耕造	子ども発達センター所長	
13	第8号 委員 (教育委員会事務局職員)	直井 淳	学校教育課長	
14		石井 美文	教育研究所長	

議案第 3 号

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部の改正
について

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を次のように改正する。

平成 2 4 年 9 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中村 準

提案理由

臨時的任用職員における賃金額の改定（千葉県最低賃金改定）により改正する
ものです。

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱（平成元年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
別表第1（第11条関係） （1）臨時職員賃金	別表第1（第11条関係） （1）臨時職員賃金																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 種</th> <th style="text-align: center;">時間給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務補佐員の項から 教育相談員の項まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>安全管理員</td> <td style="text-align: center;"><u>760円</u></td> </tr> <tr> <td>理数教育サポーター の項から学芸員の項 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	時間給	事務補佐員の項から 教育相談員の項まで 略	略	安全管理員	<u>760円</u>	理数教育サポーター の項から学芸員の項 略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 種</th> <th style="text-align: center;">時間給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務補佐員の項から 教育相談員の項まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>安全管理員</td> <td style="text-align: center;"><u>750円</u></td> </tr> <tr> <td>理数教育サポーター の項から学芸員の項 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	時間給	事務補佐員の項から 教育相談員の項まで 略	略	安全管理員	<u>750円</u>	理数教育サポーター の項から学芸員の項 略	略
職 種	時間給																
事務補佐員の項から 教育相談員の項まで 略	略																
安全管理員	<u>760円</u>																
理数教育サポーター の項から学芸員の項 略	略																
職 種	時間給																
事務補佐員の項から 教育相談員の項まで 略	略																
安全管理員	<u>750円</u>																
理数教育サポーター の項から学芸員の項 略	略																

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

千葉県最低賃金が改正されます

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されます。

千葉県最低賃金

平成24年10月1日から、時間額756円

（従来の748円から8円引き上げ）

ここがポイント...

- 1 千葉県最低賃金は、千葉県下の事業場で働くすべての労働者に適用されます。常用・臨時・パート・アルバイトなどの就労形態は問いません。
なお、特定の産業の事業場で働く労働者については、「千葉県最低賃金」よりも高額な「特定最低賃金」が適用されます(特定最低賃金は現在改正作業中です)。また、精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者等には、千葉労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。
 - 2 使用者は、適用される最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。
 - 3 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。
具体的には、支払賃金額から、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除いた賃金額が、最低賃金額以上でなければなりません。
 - 4 賃金が時間給以外で定められている場合(月給・日給等)、賃金を1時間当たりの金額に換算して千葉県最低賃金額と比較します。
- ※ 最低賃金についての詳しいことは、千葉労働局労働基準部賃金室(電話043-221-2328)または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

議案第 4 号

我孫子市文化施設建設研究会設置要綱を廃止する訓令 の制定について

我孫子市文化施設建設研究会設置要綱を廃止する訓令を次のように制定する。

平成 2 4 年 9 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 中 村 準

提案理由

新たに市長部局において、我孫子市文化施設整備庁内検討委員会設置要綱（我孫子市訓令第 3 1 号）が制定されたことに伴い、我孫子市文化施設建設研究会設置要綱を廃止するものです。

我孫子市文化施設建設研究会設置要綱を廃止する訓令

我孫子市文化施設建設研究会設置要綱(平成 20 年教育委員会訓令第 2 号)
は廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

我孫子市文化施設建設研究会設置要綱

(設置)

第 1 条 新たな文化施設の建設に係る諸事項について調査研究するため、我孫子市文化施設建設研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 研究会の任務は、次に掲げる事項について調査研究する。

- (1) 文化施設の建設に要する費用及びその財源措置に関すること。
- (2) 文化施設の建設に要する費用の民間資金の活用に関すること。
- (3) 文化施設の建設候補地に関すること。
- (4) 市内文化団体等の広域的な文化施設の利用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化施設の建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 研究会の委員は、次の表に掲げる課に属する職員をもって充てる。

企画課	財政課	農政課	交通課	都市計画課	指導課	生涯学習課	文化・スポーツ課	農業委員会事務局
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------	----------	----------

(委員長及び副委員長)

第 4 条 研究会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長には生涯学習課に属する職員を、副委員長には文化・スポーツ課に属する職員をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 研究会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 研究会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 研究会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、委員長が研究会に諮って別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日 (教) 訓令第 1 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

我孫子市文化施設整備庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新たな文化施設の整備に係る諸事項について検討するため、我孫子市文化施設整備庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告することとする。

(1) 文化施設整備の目的、規模及び機能に関すること。

(2) 文化施設の建設候補地の選定に関すること。

(3) 文化施設の整備手法に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、文化施設の建設に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 委員会は、次の表に掲げる課等の課長相当職の職員をもって充てる。

企画課	財政課	施設管理課	市民活動支援課	手賀沼課	商工観光課
農政課	道路課	交通課	都市計画課	生涯学習課	文化・スポーツ課
農業委員会事務局					

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員長には企画課の課長相当職の職員を、副委員長には生涯学習課の課長相当職の職員をもって充てる。

2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、一部の委員で会議を開催することができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部企画課及び生涯学習部生涯学習課が共同して処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

我孫子市文化施設整備庁内検討委員会での検討内容

1. 検討内容

(1) 施設計画について

施設の規模・機能など施設計画については、平成19年11月に文化団体、市民、関係職員で構成された「文化施設検討委員会」から報告があった内容を基本に、再精査を含めて検討していきます。また、賑わいを創出するような付加機能についても検討をしていきます。

(2) 建設候補地の選定について

建設候補地は、平成19年11月に「市民会館跡地利用検討委員会」から報告のあった次の地区を基本に、その周辺を含めて建設候補地の検討を行います。

高野山新田地区

下ヶ戸・岡発戸地区

中里新田地区

選定にあたっては、基本構想・計画、都市計画マスタープランなどの諸計画との整合性を図るほか、交通アクセス、景観、周辺環境、法的規制、地盤などの地理的条件に加え、賑わいの創出などのまちづくりの視点からも比較検討していきます。

(3) 整備手法について

文化施設整備基金の活用をはじめ、補助金、交付金や起債などによる従来型の整備手法に加え、PFIによる民間資金の導入について検討していきます。

2. 今後のスケジュール(案)

平成24.25年度

「市民会館跡地利用検討委員会」、「文化施設検討委員会」からの報告内容の再精査

施設計画(規模・機能)の検討

建設候補地の選定

PFI導入調査の検討

平成26.27年度

文化施設建設構想(案)の策定

議会、市民との合意形成<市政ふれあい懇談会や文化団体などとの意見交換>

文化施設建設基本計画(案)の策定

用地取得に伴う法的事務手続きなどの調整(都市計画決定)

用地測量・用地取得